

川俣町新型コロナウイルス感染症対策本部からのお知らせ

令和3年6月1日発行 No. 20

【連絡先:川俣町役場 566-2111】

○ 次のイベント等は中止します。

イベント等名	内容	開催日時	問い合わせ先	会場名
側溝清掃	中止	6月6日(日)	町民税務課 生活環境係 内線1307	町内の一部

新型コロナウイルスワクチン接種について

【問い合わせ先:保健福祉課健康増進係 内線2201】

町は、新型コロナウイルスワクチン接種を5月10日から開始しています。接種の順番は、医療従事者、高齢者、高齢者施設入所者等、それ以外の16歳以上の町民となります。

クーポン券の発送について

川俣町では85歳以上の高齢者の方から順次クーポン券(接種券)を発送しています。クーポン券(接種券)に「新型コロナウイルスワクチン接種のお知らせ」「予診票」など予約の方法についても同封していますので届きましたら確認をお願いします。

接種の予約について

接種はすべて予約が必要です。まず、1回目の予約を電話(コールセンター)またはインターネットで行ってください。2回目は、1回目の接種時に受け付けます。

詳しい予約方法はクーポン券に同封しますので確認してください。

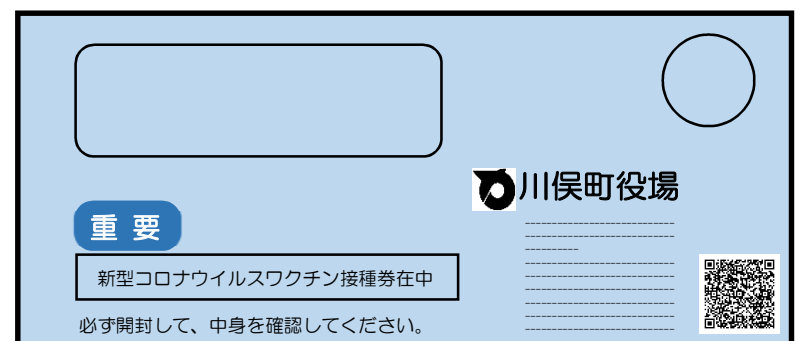
接種回数と接種の間隔について

1人2回の接種(上腕への筋肉注射)です。現時点ではファイザー社のワクチンですので、1回目の接種から3週間後に2回目を接種します。

接種当日の持ち物

- ① クーポン券(接種券等) ※貼らないでください。
- ② 本人確認書類(運転免許証、健康保険証等)
- ③ 予診票(事前に記入してご持参ください。)
- ④ おくすり手帳(ある方のみ。)

※かかりつけ医のある方は、事前にかかりつけ医に相談してください。



接種場所について

新型コロナウイルスワクチン接種券在中と書かれた、青い封筒で届きます。

○集団接種 川俣町保健センター

○個別接種 町内の指定医療機関(P2, 3『新型コロナウイルスワクチン接種予定表』参照)

※介護施設等に入所されている方は各施設で接種します。

※住民票のある市町村で受けることが原則とされていますが、次の方は住所地以外でも手続きをすることで受けることができます。手続きの方法は接種券に同封します。

- ・入院・介護施設等に入所中の住所地以外の医療機関や施設でワクチンを受ける方
- ・基礎疾患で治療中の住所地以外の医療機関でワクチンを受ける方
- ・お住まいが住所地と異なる方

接種を受ける際の同意

国は、新型コロナウイルスワクチンの接種を国民の皆さまに受けていただくよう勧めています。接種を受けることは強制ではありません。

接種を受ける方の同意がある場合に限り接種が行われます。

新 型 コ ロ ナ ワ ク チ ン 接 種 予 定 表

こちらのQRコードからアクセスしてください。



5月10日（月）から実施しております新型コロナワクチン接種は、全て予約制となります。

予約方法は川俣町コロナワクチン予約・相談センター又はインターネット（WEB）による予約となります。予約はクーポン券を送付しました対象者の方から受け付けます。電話での予約の際は、つながりにくいことが予想されますので、その際は時間をおいてから、おかけ直しくださいますようご協力をお願いします。なお、お電話にて予約をされる場合には、おかけ間違いに十分ご注意ください。

【川俣町コロナワクチン接種予約】 <https://www.town.kawamata.lg.jp/site/covid19/vaccine-reserve.html>

【川俣町コロナワクチン予約・相談センター】 電話番号：024-597-6321 受付時間8:30~17:00（土日祝日を除く）

	保健センター （集団接種）		医療機関（個別接種）									
			あんざい整形外科 クリニック		十二社内科外科		鈴木内科医院		むとうこどもクリニック		村上医院	
	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後
6月1日（火）	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	
6月2日（水）	○		○		○		○	○	○	○	○	
6月3日（木）	○		○	○	○	○	○				○	
6月4日（金）	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	
6月5日（土）	○		○		○		○		○			
6月6日（日）												
6月7日（月）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
6月8日（火）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
6月9日（水）	○	○	○		○		○	○	○	○	○	
6月10日（木）	○	○	○	○	○	○	○				○	
6月11日（金）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
6月12日（土）	○		○		○		○		○			
6月13日（日）												
6月14日（月）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
6月15日（火）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
6月16日（水）	○	○	○		○		○	○	○		○	
6月17日（木）	○	○	○	○	○	○	○				○	
6月18日（金）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
6月19日（土）			○		○		○		○			
6月20日（日）												
6月21日（月）			○	○	○	○	○	○	○	○	○	
6月22日（火）			○	○	○	○	○	○	○	○	○	
6月23日（水）			○		○		○	○	○	○	○	
6月24日（木）			○	○	○	○	○				○	
6月25日（金）			○	○	○	○	○	○	○	○	○	
6月26日（土）			○		○		○		○			
6月27日（日）												
6月28日（月）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
6月29日（火）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
6月30日（水）	○	○	○		○		○	○	○	○	○	

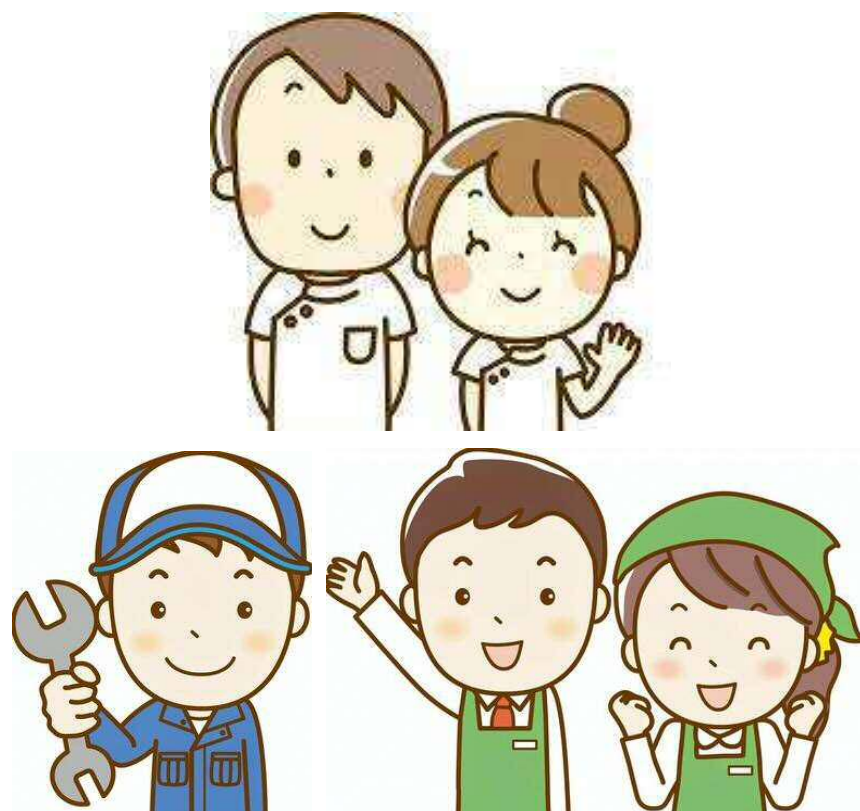
川俣町新型コロナウイルス感染症緊急対策事業者支援給付金について

【問い合わせ先：産業課商工交流係 内線 1504・1505】

新型コロナウイルス感染症により、売上高の減少などの影響を受けている事業者を対象とした新型コロナウイルス感染症緊急対策事業者支援給付金の申請受付期間を令和3年6月30日まで延長します。

1. 目的

新型コロナウイルス感染症の長期化に伴う影響によって、業績が悪化している町内事業者の雇用に係る負担の軽減を図るとともに、本町経済の安定と地域活力の維持・増進を目的に小規模な事業所への支援を行います。



2. 支援の概要

町内で商工業等を営む正規雇用者数20名以下の小規模な事業所において、対象とする月の売上高が、前年同月比15%以上の減少となっている場合に、その事業者の規模に応じて支援給付金を一律に給付します。

なお、詳細については、以下のとおりです。

補助判定月	令和2年11月から令和3年2月までのうち一月でも前年同月比で下記の減少率となる場合
補助対象業種	商工会法第2条に定める「商工業者」を対象とします。 なお、医療、福祉についても、対象とします。
減少率	補助判定月のうち一月でも前年同月比15%以上
給付額	従業員数1~10人：一律20万円 従業員数11~20人：一律30万円 ※ 従業員数には、パートタイム労働者は含めません。

3. 申請スケジュール

- (1) 受付期間：令和3年3月1日~令和3年6月30日
- (2) 受付場所：産業課商工交流係
- (3) 受付方法：お電話にて事前予約をお願いします。
- (4) 申請書配布場所：川俣町役場、川俣町商工会、町内の各金融機関